

ストマ用装具の給付申請手続きについて

日常生活支援用具のうち、ストマ用装具を必要とする障害者（児）の方に対し、ストマ用装具を給付します。

1 給付対象者

本市に住所を有する障害者（児）で、人工肛門を造設したことによりストマ用装具を必要とする方が対象となります。

ただし、当該給付対象者の属する世帯に市町村民税所得割の課税額が46万円以上の方がいる場合は、給付の対象となりません。

2 申請方法

ストマ用装具給付申請書に注文書を添えて、障害福祉課窓口へ提出してください（※郵送申請でも可能です。）。

申請されてから給付まで、通常10日から2週間程度かかりますので、余裕をもって申請してください。給付が決定しましたら通知いたします。

※1 給付が必要になった場合は、その都度申請が必要になります。

なお、申請月を遡っての申請及び給付はできません。

※2 給付の流れ・注文書の記入については、2ページを参照してください。

3 申請できる数量について

1回の申請により1か月分から12か月分の申請ができますが、年度内の分に限り
ます。

4 自己負担額について

給付を受けるストマ用装具価格の1割に相当する額となります。ただし、生活保護法による被保護世帯及び市町村民税非課税世帯は無料となります。

ストマ用装具の給付限度額については、ストマ1か所につき1月あたり「蓄便用が8,600円」、「蓄尿用が11,300円」となります。

※給付限度額を超えた部分については全額自己負担となります。

業者から自己負担額の請求があったときは、直接業者にお支払いください。

5 ストマ用装具の代替品として認められるもの

洗腸装具（蓄便袋の使用者のみ）・ガーゼ・サラシ・脱脂綿

※問い合わせ・提出先

〒300-8686

土浦市大和町9番1号

土浦市役所 障害福祉課 障害福祉係

TEL029-826-1111（内線2454）

ストマ用装具給付の流れ

① ストマ用装具の申請書提出【申請者】

申請者は市役所へ「申請書」「注文書」を提出します。



② 販売店への見積もり依頼【市役所】

市役所から販売店へ「注文書」を送付し、見積書作成の依頼をします。



③ 見積書の作成【販売店】

販売店は「注文書」を元に、見積書を作成し市役所に送付します。



④ 給付の決定【市役所】

見積書を元に、給付決定を行います。(申請から給付まで10日から2週間程かかります。)

決定後、申請者には「ストマ用装具等給付決定通知書」を送付します。

販売店には「ストマ用装具等給付券」を送付します。



⑤ 商品の納入[自己負担額の支払い]

販売店は、ストマ用装具の納入をします。

申請者は、「ストマ用装具等給付券」の受領印の押印・受領年月日等の記入をします。自己負担額が発生した場合は、直接販売店に支払います。